

令和元年度
第1回東京都再犯防止推進協議会

令和2年1月9日（木）

都庁第一本庁舎北塔42階 特別会議室A

午後 1 時 30 分開会

○治安対策担当部長 それでは、定刻となりましたので、令和元年度第 1 回東京都再犯防止推進協議会を開催いたします。

私、本日の司会を務めさせていただきます、東京都都民安全推進本部治安対策担当部長の高野でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず東京都再犯防止推進協議会の会長でございます、國枝都民安全推進本部長よりご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○都民安全推進本部長 東京都都民安全推進本部長の國枝でございます。東京都再犯防止推進協議会の開会に当たりまして、私の方から一言ご挨拶申し上げたいと思います。

委員の皆様には、ご多用の中、本協議会の委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。

さて、ご案内のとおり、近年、都内の刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合は約 5 割で推移しており、その割合は大きなものがあります。また、最新の都政モニターアンケートでは、東京都が取り組むべき分野として、治安対策が 2 位に浮上するなど、都民の安全・安心に関する要望は依然として高い状況にあります。

2020 年がスタートし、いよいよ東京 2020 大会の開催が迫った中、都は大会の成功を跳躍台として、さらに安全・安心を実感できる社会を実現していかなければなりません。

そのような中、都は、昨年 7 月、犯罪を未然に防止することはもとより、犯罪をした人たちが地域社会の一員として円滑に社会復帰できるよう支援し、再犯を防ぐことを目的として、ソーシャル・インクルージョンの考え方も踏まえ、東京都再犯防止推進計画を策定いたしました。民間支援団体や国の関係機関、区市町村などの皆様と緊密に連携しながら、着実に計画を推進していきたいと考えております。

本協議会は、この計画に基づき、当面する課題への対応等について、包括的、継続的に協議するため設置したものであります。委員の皆様には、それぞれのお立場からのご知見、ご経験をもととした意見交換をお願いし、再犯防止施策に関する有意義な連携の場としてまいりたいと考えております。

なお、本日は初回の協議会ですので、上智大学の伊藤委員より、加害者の更生と被害者支援の視点から、司法福祉についてご講演をいただく予定となっております。司法

と福祉は一見関連性の薄い分野のように感じる方もいらっしゃるかもしれませんが、加害者の更生や社会復帰に当たって福祉の果たす役割は大きく、それが犯罪のない安全・安心な社会の実現につながっていくものと考えております。

伊藤委員、後ほどよろしくお願ひいたします。

都民が安心して暮らせるセーフシティ、全ての人が活躍できるダイバーシティの実現に向け、引き続き協議会の皆様のご理解とご協力をお願ひし、私の挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願ひ申し上げます。

○治安対策担当部長 それでは、ここで委員のご挨拶をいただければと思います。今回は、本協議会設置後初めての開催でございますので、委員の皆様方から一言ずつお名前とそれぞれのご所属における取組などについてお話をいただきたいと考えております。事前に関連の資料をいただいている場合には机上にお配りをしております。

なお、本日、奥多摩町、それから東京都社会福祉協議会、東京都町会連合会の委員の皆様につきましてはご欠席となっております。

それでは、東京都総務局人権部堀越委員から、座席の時計回りということで、私の方から見て、左側の方に回していただければと思います。

なお、お取組のご説明の際には、ぜひご着席の上お話をいただければと思います。

では、堀越委員、よろしくお願ひいたします。

○堀越委員 東京都総務局人権部長の堀越でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

人権部では、幅広い人権課題について、さまざまな取組を行っているところでございますが、本日は、現在、条例の制定を進めております犯罪被害者等支援についてご紹介させていただければと思います。

犯罪被害者等支援につきましては、これまで都では3期にわたる支援計画を策定いたしまして、支援策を実施してきたところでございます。

一方、都内における刑法犯の認知件数は依然多く、社会全体での取組をより一層進める必要があるということで、このたび条例を制定することといたしました。昨年11月に概要を公表いたしまして、現在、条文の最終的な調整を行っているところでございます。

今後は第1回の都議会定例会に条例案を提出する予定でございます。

条例の概要につきましては、本日、お手元に、東京都犯罪被害者等支援条例案の概要という資料をお配りしております。そちらをご覧くださいと思います。

構成といたしましては、Ⅰ、目的・定義・基本理念、Ⅱ、都及びその他の関係者の責務等、Ⅲ、推進体制等、Ⅳ、基本的な施策の4項目で構成をしております。

詳細につきましては、後ほどご興味のある方はご覧くださいと思いますが、特徴的な内容といたしまして、5ページの7、緊急支援の実施では、死傷者が多数に上る事案が発生した際の対応について規定しております。

また、8では都内に住所を有しない被害者への支援を規定しておりまして、東京という大都市の特性を踏まえた内容も加味しているところがございます。

条例の概要は以上でございますが、条例の制定を機に、関係局や関係機関と連携しながら、犯罪被害者等支援により一層積極的に取り組んでまいりたいと考えていますので、今後ともご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○澁谷委員 住宅政策本部住宅政策担当部長の澁谷でございます。いつもお世話になっております。よろしくお願いいたします。

私どもの取組といたしましては、再犯防止推進計画にあります、12ページから13ページ、住居の確保策の中の一つには、入居を拒まない民間賃貸住宅の供給の促進、それから都営住宅への優先入居制度の活用ということでございます。

特に入居を拒まない民間賃貸住宅の供給の促進につきましては、この水色のパンフレットもご用意させていただきました。これはいわゆる住宅セーフティネット法に基づきまして、保護観察対象者等を含めた住宅確保要配慮者のご入居を拒まない民間賃貸住宅、これを登録しまして、そうした方々に提供しているというものでございます。

現在、都内の登録戸数につきましては1,538戸となっております。このパンフレットの中にもとじ込みさせていただいておりますけれども、居住支援法人が実施します見守りサービスに対する補助や、家主さんのいろいろなリスクをカバーする少額短期保険等の保険料に対する補助、それから家賃低廉化補助や家賃債務保証料の低廉化助成、こうしたものを通じまして、その一層の普及を図ってまいります。

それから、都営住宅への優先入居制度につきましては、これはもともと都営住宅は住宅に困窮する低額所得者に対するものでございますけれども、特に困窮度が高い方につきまして、倍率優遇やポイント方式によりまして、優先に入居を図っていくという

ことでございます。こうした制度も活用してまいります。

以上でございます。

○永山委員代理 福祉保健局でございます。いつもお世話になっております。本来でございましたら企画担当部長の奈良部が参るところでございますが、所用がございまして、私、代理で福祉政策推進担当課長の永山でございますけれども、本日はよろしく願います。

私どもの局の取組でございますけれども、大きく今日は2点ご紹介したいと思えます。一つは、高齢者や障害等をお持ちで福祉的な支援を必要とする方の矯正施設を出所された方、もしくはその予定者の方々への支援ということで、地域生活定着支援事業、こちらを実施してございまして、日ごろから関係機関の皆様方にご協力いただきながら、できるだけ地域にスムーズに生活に移れるようにということで、支援申し上げているところでございます。

もう一点は、薬物依存の関係でございます。こちらは私ども関係機関の皆様方にご協力いただきながら、都内に三つセンターがございまして、都立の精神保健福祉センター、こちらでまずご本人や家族への相談支援を行うとともに、またご本人様への薬物回復へのプログラムを実施したり、また、実際に地域で支えていらっしゃる専門職の方々の研修を行っております。

なお、家族の方への講演会等も行いながら、日ごろなるべく薬物依存の方ができるだけ地域生活ができるようにということで、ご支援申し上げているところでございます。

引き続き、今後とも皆様方のご協力をよろしくお願いしたいと思います。

私からは以上でございます。

○樋口委員 病院経営本部経営戦略担当部長の樋口と申します。よろしくお願いいたします。

私ども病院経営本部は、都立病院が八つございます、そちらの方を所管してございます。その八つの中の一つ、松沢病院、もうご案内だと思いますので詳細の説明は省かせていただきますけれども、それを所管しておるところでございます。

とりわけ、精神科の急性期医療というところをやってございますけれども、その中でも今回、薬物ですとかアルコール、そういったものの依存症について、松沢病院というのはかなり先進的に取り組んでおるといふふうに考えております。そういった観点

からもこういった会議までいろいろ情報共有させていただければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○篠原委員 東京都産業労働局雇用就業部長の篠原と申します。本日はよろしくお願いいたします。

産業労働局では、雇用就業関係の施策といたしまして、若年者、高齢者、女性、障害のある方など、さまざまな方々をターゲットとして、就業への支援や職業能力開発といった事業を行っております。就業支援につきましては、飯田橋と国分寺市に設置しております東京しごとセンターにおきまして、また、職業能力の開発につきましては都内に 13 か所ございます東京都立職業能力開発センターにおきまして、サービスを提供しているところでございます。

お手元でございます東京都再犯防止推進計画の 5 ページにおきましても、就労の確保等への取組として、東京都しごとセンター及び東京都職業能力開発センター等におきまして、就労に必要な基礎的能力等の習得に向けた支援を行うとしております。

また、昨年 12 月に就労支援に関する新しい条例を制定しておりまして、これを契機として、都民の就労の一層の後押しを行いますとともに、特に就労に困難を抱えている方々に向けて、これまで以上にきめ細やかな支援に努めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○小原委員 東京都教育庁教育政策担当部長、小原でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、教育庁関係の事業に関しましてご説明申し上げます。推進計画の重点課題で言いますと 3、非行の防止、学校と連携した就学支援等のための取組、計画で 35 ページ以下のあたりが、私どもが所管しているところでございます。

各校の枠組みの中にいるお子様方に関して言いますと、授業を通じた薬物乱用防止教育のほかに、全ての公立学校にスクールカウンセラーの配置が済んでおりまして、問題を抱えているお子さんが気軽に相談できるようにということで、入り口のところでの対応も進めておりますし、スクールソーシャルワーカーも配置しているのですが、一度学校の枠組みから出てしまいますと、なかなか手当というのが難しいという実情がございます。

そういう中で、教育相談センターを設けておりまして、そこでの取組で 2 点ほどご紹介させていただきたいものがございます。

一つは、子供や保護者からのさまざまな不安、悩みに対する相談を一般的に受ける窓口を開設しているという点でございます。加えて、非行などで一度学校の枠組みから外れてしまう、中途退学してしまうであるとか、あるいは中学校のときに非行などがあって、高校進学というものに踏み込めないでいるままであるとか、そういう場合に学籍の所得を目指す就学支援の取組を、教育相談センターでは青少年リスタートプレイスという形で設置して、取組を進めているところでございます。具体的には、実際に高校を中途退学した方、あるいは、進学を控えながら不登校の状態にある方も含めて、保護者の方を対象に、都立高校への進学に向けたきめ細かい就学サポートですとか、進路相談会を行っているところでございます。

非行を未然に防止することはもちろんのことでありましてけれども、非行に陥った子供たちの就学を支援することは、再犯を防止し社会復帰を促す観点から、都教育委員会としても重要なことだと考えているところでございます。引き続き教育相談センターでの取組を進めることで、子供たちの多様な教育的ニーズに応じた支援を行ってまいります。

○宮田（桂）委員 弁護士の宮田でございます。私は、国の再犯防止推進計画検討会の有識者委員として加わっており、また保護司もやっておりますけれども、今日は弁護士としての、また弁護士会としての活動について紹介させていただければと思います。

皆様、刑事弁護というと、ニュースなどで出てくる大きな事件の、華々しい弁護士活動のようなものしかイメージが湧かないと思いますけれども、現在、私どもは、今回の再犯防止推進計画の関係で言えば、障害のある方、高齢者などの福祉的支援の必要な方に対する福祉職と連携した支援の体制をつくってきております。多くの刑事事件では、貧困のため、弁護士を選任できない方に対して、国選弁護人が付されますけれども、そのような方たちでさらに福祉的な支援が必要な方たちに対して、社会福祉士あるいは精神保健福祉士の方たちと協働しながら、更生支援計画という社会復帰のためのロードマップをつくる活動をしております。もちろん私選の弁護人の場合でも福祉から漏れている場合もありますので、そのような支援をやる場合もございましてけれども。

このようなことを行うことによって、場合によっては刑務所に行くことを避けること

ができる。刑務所の中には非常に多くの、軽微な犯罪を繰り返している福祉から漏れた方々がいらっしゃいますが、そこに行かないようにすることもできますし、また、この計画を活用の仕方によっては矯正の現場でも生かしていただけるのではないかとということで、今、活動を進めているところでございます。

詳しくはレジュメの方をご覧くださいと存じます。よろしくお願ひいたします。

○辻内委員 今日には犯罪被害の当事者ということで参加させていただいております、辻内衣子と申します。

私自身は、2000年に、傷害致死により、当時46歳だった夫を亡くしております。2000年当時ですので、被害者支援が全くまだ進んでいない状況の中で、夫の裁判を傍聴し、それからいろいろな手続に動き回る中で、被害に遭った者が被害に遭った以上になぜこんな思いをしなくてはいけないんだろうかというのが本当に身にしみて感じまして、その後、今は解散いたしましたけれども、犯罪被害者の会「あすの会」に入会して、本当に細々ながら活動をさせていただいております。

また、現在は、被害者が創る条例研究会という会に所属しておりまして、東京都で今年度条例ができますけれども、自治体で条例ができて、自治体がきちんと被害者の支援をできるという体制をつくっていきたいという活動を行っております。

また、今、退職後なんですけれども、中野区の犯罪被害者支援の相談員として、中野区の非常勤職員として働いております。その中では、中野区は犯罪被害者の支援の歴史がありますので、職員の研修会ですとか区民の研修会に、保護司会の方に一緒にご参加いただいたりというような交流もしております。

こういう席に、私、被害者の当事者を参加させていただいたことはとてもありがたいし、それから再犯防止推進計画の中で、まず被害に遭った者のことをという基本理念を加えていただくことは大変ありがたく思っております。

ただ、具体的なその後の、実際の施策の中で、被害者支援とどうリンクしていくのかというあたりは、今後の課題だと思っておりますので、そのあたりが皆さんと検討させていただければありがたいと思っております。

よろしくお願ひします。

○山田委員 東京更生保護施設連盟の会長の山田と申します。

東京都の再犯防止推進計画の関係でいいますと、12ページ、住居の確保等というところで役割を発揮することになるのではないかなというふうに思います。

刑務所を出所しましても、身寄りのない人たちがどこに住むかというときに、全国に103 ございます更生保護施設が身元引受人がわりになっているのでございますけれども、東京都内には19の更生保護施設、約450のベッド数ということでございます。年々再犯者率が高まって、48%とか5割の方に近づいておるわけでございますけれども、その実態を見ますと、刑務所を満期で出た者で住むべきところがない、住居がない者の再犯率が非常に高いということでございます。それを考えますと、更生保護施設の持つ役割というのは非常に大きいというふうに思います。

刑務所出所者、5年経ちますと、満期釈放者は約5割の人がまた刑務所に戻ってしまうという実態がございます。仮釈放はそれよりはるかに少ないわけでございます、こうした満期釈放者対策ということも、今後非常に重要になってまいりますし、そのために更生保護施設がどのような役割を果たせるかということを考えていきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○茂呂委員 東京更生保護女性連盟の会長をしております、茂呂絹枝と申します。よろしく願いいたします。

私どもの会は全国的な組織でございます、女性の立場から地域における犯罪予防の活動や、子供たちの健全育成のための子育て支援活動などを行っております女性の集まりでございます。東京都には34地区があります。実は皆様のお手元の資料の中に、東京保護観察所から出しております資料がございます。その上から3段目のところに、民間協力者の活動の促進というところに出ておりますが、私どもは東京都内23区と多摩地区が入りまして34地区で活動している団体でございます。会員は、子育てを終わった人、また子育て中のお母様たちの集まりでございます。

主な活動は、非行防止、子育て支援の活動などで、特に地域内のニーズに合った活動を、それぞれの地区が行っております。また、保護司会、区市町村の皆様と連携をして、一人でも多くの子供たちの再犯防止と、そしてまた非行に走らないような、そういうお手伝いをさせていただいている団体でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森久保委員 東京都保護司会連合会会長をさせていただいております森久保と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

雑駁に、東京都の保護司会の現状でありますけれども、東京都は4,375人の定数を

いただいておりますけれども、現在は充足率 77.5%の 3,392 人という保護司で構成させていただいております。目下私どもの、当面する重要課題としては、やはり再犯防止の推進でございます。国が法律をつくり、そして東京都が計画を立てていただいた。それにプラス、今度は区市町村がその計画を立てていただくことは、当面大きな、私どもがお手伝いをする大きな仕事だろうなというふうに思っております。もちろん、日ごろの奉仕活動としての保護観察の処遇の強化、あるいはそれにプラスする組織運営を充実するということが、当然大きな仕事であります。

今朝ほどテレビでニュースになっておりました、被害者支援の、東京都が新たな施策をここでもって発表されたということで、私どもにとっても再犯防止の心強い一つの大きな施策が出たのかなというふうに思っております。当然、保護司は加害者の味方ではないかというふうな見方をされている人もおりますけれども、もちろん被害者支援も私どもの大きな仕事であろうかなというふうに思っています。

どうぞ本年もよろしく願い申し上げます。

○伊藤委員 上智大学の伊藤と申します。後ほど詳しくお話をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○山本委員 調布市の福祉健康部長の山本でございます。

本市におきましては、「調布市基本計画」を今年度からスタートさせておきまして、その中で五つの重点項目、二つのアクションというのを掲げさせていただいております。

そのアクションの一つが、地域共生社会の実現に向けた取組ということになっておきまして、その大きな焦点の一つが再犯防止の推進計画、この策定かなというふうに思っております。その再犯防止推進計画に当たりましては、来年度から計画の策定に向けた着手をしまいたいというふうに思っているところであります。

これまでも高齢、障害、生活保護等では、累犯の方や刑務所出所の方については、個別の法の中で支援は実際やっております。しかしながら、それを包括的に行うことや、就労支援と具体的に結びつくこと、あるいは、分かりやすい相談窓口等については、なかなか十分ではなかったかなというふうに思っておりますので、この計画の策定を機会に、保護司の皆様や更生保護女性会の皆様とも十分密接な協議をしながら計画づくりに当たってまいりたいと思っております。

今回のこの推進協議会につきましては、その情報共有や学習のために有効に活動させ

ていただければと考えております。

よろしく願いいたします。

○山田委員代理 皆さん、こんにちは。江東区危機管理室危機管理課長の山田と申します。

本日は、公務で欠席の危機管理室長、石川に代わりまして出席させていただきます。

本区では、再犯防止の事務につきましては、地域振興部、青少年課において、社会を明るくする運動の側面指示やサポートセンターの整備、補助金の支出と保護司会の活動支援を行っているところです。

本協議会を通じて、皆様の取組を参考に、さらに連携を踏まえ、地域より再犯防止に取り組んでまいりたいと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○古宮委員代理 東京労働局職業安定部職業対策課の古宮と申します。当協議会におきます委員につきましては、当局の職業安定部長の小林が委員となっておりますけれども、本日、所用がございまして、代理出席をさせていただきます。

私の方からは、東京労働局及びハローワークにおける刑務所出所者等の就労支援事業の概要について、ご説明をさせていただければと思います。

本日お手元の方に、資料を準備をさせていただきますけれども、その 2 ページをご覧ください。本事業を実施するに当たりハローワークと関連する機関といたしまして、矯正施設及び保護観察所と連携をさせていただきます。それぞれの機関の方からの協力依頼に基づきまして、ハローワークでは就労に関する支援をさまざまな点で行っているところでございます。

ハローワークにおきましては、刑務所出所者等を専門に支援しますナビゲーターを 10 所のハローワークに配置しているところでございます。

矯正施設に入所している支援者に対しましては、10 所に配置していますナビゲーターが定期的に巡回させていただいて、職業講話の実施とか、求人情報の提供、ハローワークガイドの配布等を行っているところでございます。

一方、保護観察対象者に対する支援としましては、ハローワーク窓口において主に予約担当制により職業相談を実施しているところでございます。

当事業における大部分の支援が、この保護観察所からの支援依頼に基づく支援となっているところでございます。

また、ハローワークでは、就職後のフォローアップとしまして、職場定着支援につき

ましても実施をしているところでございます。安定所の紹介で就職しました支援対象者に対しましては、就職後に電話等での状況確認、事業主に対する確認、初めての出勤日とか、1 か月、3 か月、6 か月後の状況について電話等で確認するなど、本人の事情の確認をしながら定着に向けた相談を行っているところでございます。

職場定着指導は、本人の生活の安全と再犯防止につながる重要な対策であると認識しておりますので、引き続き取組を進めてまいりたいと思っております。

他の資料につきましては後ほどご覧いただければと思います。

以上でございます、よろしくお願いいたします。

○宮田（祐）委員 東京保護観察所の宮田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

保護観察所といいますのは、法務省の出先機関で、各都道府県に置かれてございますけれども、刑務所など矯正施設の中ではなく、実際の地域社会の中で犯罪の防止に取り組んでいるところでございます。具体的には、本日先ほどご挨拶いただきました保護司、あるいは更生保護施設と協働して保護観察を実施したり、更生保護女性会、またその他の民間協力者とともに、広く犯罪予防のための活動を行っているところでございます。

保護観察の対象となる人について言いますと、近年犯罪の減少とともに保護観察の対象者も減少傾向にございます。

ただ、一面、問題性の根深い人が増えているというふうに考えております。最近では生きづらさを抱えた人というような言い方をよくされます。それは保護者あるいは家族も同様でございます。そうなりますと、今までのような、私ども、あるいは保護司と一緒に指導だけではなかなか再犯防止、あるいは改善更生に響かないという人もいます。犯罪や非行をした人の中にも、地域のさまざまな支援の手を必要としている人がいるというふうに言いかえて申し上げてもよろしいかというふうに思います。

このたび、東京都再犯防止推進計画ができて、また、本日この協議会が設置されるということは、大変心強く感じる次第でございます。

よろしくお願いいたします。

少し業務のご説明をさせていただきたいと思っております。東京保護観察所とクレジットの入りました資料、裏表一枚の資料を配っていただいておりますけれども、裏も表もないのですけれども、片面は再犯防止推進計画というふうに左上に書いてございますが、これは平成 29 年末に国が策定した再犯防止推進計画の概要でございます。

詳細については触れませんが、一番下に政府目標というものが掲げられています。刑務所を出た、その2年以内にまた再び刑務所に入る、2年以内再入率という言い方をしますが、これが20%程度でありましたものを、平成33年というのは令和3年になりますが、令和3年までの間に16%以下にするというのが実は政府目標でございます。現在、16.9%まで減少させることができいております。今後、まだまだ取り組んでいく必要がございます。

裏面をご覧ください。東京保護観察所の取組の一部をご紹介しますというふうに思います。

一番上に薬物依存者への支援とありますのは、薬物依存からの脱却を求めているものでございます。平成28年から刑の一部執行猶予制度という新しい刑罰が導入されてございますけれども、そのほとんどは薬物事犯者、薬物依存症者になります。刑務所での受刑を終えまして社会に移行している人が、このグラフにありますとおり年々増加してございます。観察所では継続的に薬を断つ断薬のためのプログラムというものを継続的に実施しているわけですが、薬物依存というのは、ご案内のとおり不治の病でありまして、保護観察が終わった後も地域でプログラムを継続して受けられる、そういった支援、それを“息の長い”という言い方をしていますが、働きかけが必要になっております。これがある意味では課題であります。

二つ目は就労・住居の確保を掲げています。就労の確保にも実は政府目標があったのですが、昨年の10月に達成することができています。他方で住居確保につきましては、先ほどご挨拶されましたとおり、更生保護施設が一義的には頼りでございます。昨年度は刑務所出所者等を1,700人ほど保護していただいております。近年では更生保護施設は、保護するだけではなくて、更生保護施設を退所してアパート等に移り住んだ後もフォローアップという形で支援を続けています。

三つ目は民間協力者の活動でございます。更生保護女性会は、昨年度1,000回以上の地域活動を計上しております。地味ではございますけれども、地域の非行防止、あるいは子育て支援を着実に行ってくださっております。

四つ目は地方公共団体との連携強化ということ、今後の課題、あるいは目指すべき方向性ということで掲げさせていただきました。多機関連携というのは再犯防止の分野にとどまらないと思っておりますけれども、非常に大事な点になってきてございます。

ただ、私どもの仕事自体も恐らくよく知られていないだろうなと思うわけですし、

再犯防止と言いますと、一般の方からは少し縁遠く、取っつきにくい分野だと思われるのではないかなというふうに思います。いろんな意味で広報にも努めていく必要があるのではないかなというふうに思います。

雑駁ですけれども、一部ご紹介をさせていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

○大谷委員 法務省東京矯正管区第一部次長の大大谷でございます。平素から大変お世話になっております。

東京矯正管区という機関でございますが、関東甲信越に所在します刑務所・少年院・少年鑑別所等の矯正施設を指導監督する法務省のブロック機関でございます。

平成 30 年度から、地方公共団体と連携した再犯防止施策を推進する、それに特化した担当部署ができ上がっております。更生支援企画課と申します。この課が新設されたことによって、東京都の方々とも非常に密接に連携を取り合って、再犯防止推進計画等の策定にもご協力させていただいた次第でございます。

本日は、その計画の策定に参画した府中刑務所、多摩少年院、東京少年鑑別所の職員もオブザーバーとして参加しておりますので、矯正管区、矯正施設ともどもよろしくお願いいたします。

我々の取組でございますが、刑務所出所者等に対する社会復帰支援等々でございます。まずは施設の中でできること、改善更生のためには、刑務所であれば改善指導、少年院であれば矯正教育、こういった形で対象者が改善更生を図り、出所するに当たって、やはり再犯を防止するためには、居場所と出番の確保ということが強く求められているところでございます。

我々も対象者のニーズに応じて居住の確保、それから就労支援、修学支援、それから高齢の者もおりますし、障害を抱えている者もおります。そういった場合には、保健医療、福祉との連携というものが必要になってございます。種々の取組を行っておるところですが、本日は時間の制約もありますので、2 点ばかりご紹介させていただければと思います。

お手元にコレワークの資料と、少年鑑別所が地域援助という業務を行うときには、法務少年支援センターという名称を使いますが、一般の方々相談しやすいというようなことを狙いまして、少年鑑別所という堅苦しい名称ではなくて、法務少年支援センターという名称を掲げておりますが、鑑別所・少年センターにおける地域援助のリー

フレットをご用意しております。

まず、コレワークの方ですけれども、こちらの方は平成 28 年度に東京と大阪の管区 2 か所でスタートとしておりますが、今後は全国 8 ブロックに全国展開することを計画しております。就労先の決まっていない受刑者、それから少年在院者、こういった者のもろもろの資格だとか職歴、それから帰住予定地、こういった情報を一元管理しまして、事業主の雇用ニーズとのマッチングを図って、就労内定につなげていくというような試みでございます。これまでに全国に 600 件を超える内定実績を上げてまいりました。

特に、刑務所に入っている間、少年院に在院している間に就労先を内定させるというところを目指して、鋭意取り組んでいる状況でございます。

続きまして、少年鑑別所、法務少年支援センターにおける地域援助でございますが、こちらは平成 27 年に少年鑑別所法というものが施行されまして、少年鑑別所の本来業務ということで、地域援助業務というものを実施しております。これは、お子さんの非行だとか問題行動に悩んでいる親御さんからの相談を受けることもあれば、学校の教員の方々、それから、医療、福祉、その他もろもろの関係機関からのご相談に対応するというようなことで、こちらも非常に相談件数が右肩上がりが増えてきておりまして、東京少年鑑別所は練馬区にございますけれども、このたび東京拘置所の方におきまして、サテライトというか、分室を設置することになりました。来る 15 日には、記念講演会を開催することとしております。多くの一般の方、関係機関の方々と連携して、犯罪のない、再犯を防止する、そういった社会を目指して鋭意努力しておるところでございます。

これからも再犯防止、そして社会の安全・安心のために、皆様方と連携しながら鋭意取り組んでまいりたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○松村委員 東京地方検察庁総務部付検事の松村と申します。よろしく申し上げます。

東京地検における再犯防止策としましては、いわゆる入口支援を行っております。入口支援とは、対象者の居住先の確保や福祉的サービス等の受給のため、地方公共団体の福祉関係窓口や福祉関係機関等に連絡をとり、適切な受入れ施設等のコーディネーターなどを委ねる取組のことです。このような支援については、便宜上つなぎ支援とも呼んでおります。

平素から皆様に当たっては、このような取組に対して様々なご協力をいただいているところです。この場をお借りしまして改めてお礼を申し上げます。また、引き続きこのような取組について、ご理解、ご協力をお願いいたします。

本日はよろしく願いいたします。

以上です。

○原田委員代理 警視庁でございます。本来ならば、警視庁総務部企画課長の高柳が出席するところですが、所用で欠席をしております。主査の原田が出席をさせていただいております。警視庁における再犯防止推進計画の取りまとめを担当しておりますのでよろしくお願いをいたします。

当庁の取組を若干紹介させていただきますと、昨今、当庁も最重要課題として取り組んでおります特殊詐欺に関連しまして、少年なんですけども、安易に受け子や出し子として犯罪に手を染める現状もございます。少年に関する再犯防止の取組につきまして、警視庁では、家庭や学校交友等の周囲の環境や自身に問題を抱えた少年につきまして、健全な状態への立ち直りを支援する諸活動を実施するために、都内の 8 か所に少年センターという拠点を設けております。そこで警察職員のほかに少年からの相談対応にも従事している心理専門職員等が勤務しております。ここで少年活動、再犯防止の取組を中心に行っているところでございます。

具体的に申し上げますと、農業体験や老人ホーム慰問等によります社会奉仕等の各種体験活動やスポーツ活動等への参加、ハローワークや大学生ボランティアと連携した就労、修学支援活動などの参加を促しているところでございます。

こうした活動を通じて少年の居場所づくりを行っていく。これが警視庁としましては、再犯防止に大変有効であると考えておまして、今後も推進してまいりたいと考えております。警視庁としましては、今後とも関係機関、団体の皆様と連携をしながら、各種犯罪の再犯防止活動に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○治安対策担当部長 委員の皆様、ありがとうございました。

最後に、都民安全推進本部の取組につきまして、私の方からご説明をさせていただきたいと思っております。

当本部の取組のうち、2点ほどご紹介をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、高齢者よろず犯罪相談についてでございますが、高齢者による窃盗、特に万引きの問題が顕著となっているという状況を踏まえまして、加齢による種々の機能低下等を背景とした犯罪に関しまして、昨年の7月から12月末まで電話による相談窓口を設置をしておりました。高齢者ご本人やそのご家族などから寄せられました合計で113件のご相談に対応いたしまして、社会福祉士や精神保健福祉士などの福祉の専門職が本人の状況や生活環境などについてアセスメントを行いまして、認知症を専門とする医療機関や地域生活定着支援センターなど、適切と考える支援機関につなげたというところでございます。

今後、高齢者が抱えます問題などについて、今回の実施結果をもとに考察を進めまして、引き続き高齢者などの再犯防止を推進してまいります。

次に2点目でございますけれども、若ナビαについてでございます。お手元にリーフレットをお配りをしてございます。

若ナビαでは、人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者、また非行歴を有することなどにより、社会的自立に困難を抱える若者本人やそのご家族などから相談を受け付けまして、さまざまな分野の機関とのネットワークを活用して、本人の状況に合った支援につなげるようにしております。非行、犯罪に関する専門の相談員も配置しておりまして、相談者の話を丁寧に聞き取りまして、的確なアセスメントを行っております。また本人やそのご家族だけでなく、保護司の方々をはじめ、本人を支えている立場の方々からの相談も受け付けております。ぜひご活用いただければと存じます。引き続きこの若ナビαを通じまして関係の皆様との連携を強化し、非行少年や犯罪をした者の適切な支援につなげていきたいというふうに考えております。

都民安全推進本部の取組についての説明は以上でございます。

皆様、ご挨拶、それから事業のご紹介をありがとうございました。

それでは、次第の4でございますが、次に、事務局より東京都再犯防止推進計画について、改めてご説明をさせていただきたいと思っております。

事務局からよろしく申し上げます。

○共生社会担当課長 事務局の東京都都民安全推進本部共生社会担当課長の小宮山と申し上げます。

お手元の冊子、東京都再犯防止推進計画について概要等をご説明させていただきます。先ほどの委員の皆様からのご挨拶の中で、おおむねの論点には触れていただいております。

ますので、重複する部分については極力省略をしつつご説明をさせていただきたいと思えます。

まず、計画の前提となる再犯の状況でございます。こちらは全国のデータとなります。近年、刑法犯検挙人員は大幅に減少しているものの、再犯者の割合、緑色の折れ線グラフの部分ですが、こちらは現在 48.8%となっております。また、初犯者の数が大幅に減少している一方で、再犯者については減少が小幅となっております。

スライドの右下に番号が振ってありますが、3 ページ目をお願いします。3 ページ目は都内のデータになります。全国と同様、再犯者の割合は約 5 割で推移をしております。

次のページです。そのような状況を踏まえまして、都の再犯防止推進計画を策定することといたしました。この計画のねらいとしましては、犯罪の未然防止はもとより、犯罪をした者等が抱える課題等を社会全体で解消することで、その立ち直りを支援し、犯罪や非行の繰り返しをなくしていくことです。

再犯を防止することで、誰もが安全で安心して暮らすことができる「セーフ シティ」の実現につながる。そして、これに加えて、犯罪をした人たちが地域社会の一員として円滑に復帰できれば、誰もがいきいきと生活でき、活躍できる「ダイバーシティ」の実現にもつながっていくというふうに考えております。

スライドの 5 ページ目です。策定の根拠として再犯防止推進法があり、また、平成 29 年に策定された国の再犯防止推進計画も踏まえております。

6 ページ目、計画策定に当たりましては、一昨年の 7 月に検討会を設置しまして、そちらで関係団体から意見を聴取しつつ、取りまとめをいたしました。その後、パブリックコメントも実施しまして、昨年の 7 月に公表をしております。

7 ページ、計画の概要についてです。

まずは、基本的考え方です。再犯防止推進法の趣旨を踏まえ、犯罪をした者等が、地域社会の一員として円滑に社会復帰できるよう、民間支援機関等と連携し、各種取組を推進してまいります。

それから、国の計画と同様に、再犯の防止等に関する施策は、犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うこととしております。再犯防止の取組は、被害者支援の視点を持ちつつ進めていくことが必要だと考えております。

8 ページ目、計画の特色でございます。立ち直り支援に携わる方々の取組をコラムと

して 12 カ所に掲載をしています。委員の皆様の中でも執筆にご協力をいただいたり、活動内容をご紹介していただいたりした方が多くいらっしゃいます。ありがとうございました。これらのコラムは、非常に読みやすくわかりやすいページとなっておりますので、後ほどぜひご確認をしていただきたいと思います。

加えて、各章の末尾には、本日ご出席の委員の皆様のご所属をはじめとした国の関係機関の取組も掲載しております。

次のページ、計画の概要でございます。計画冊子の 2 ページ、3 ページに記載がありますけれども、国計画の基本方針を踏まえて、都の計画では六つの重点課題に取り組むこととしております。計画期間は令和 5 年度までの 5 年間となっております。

10 ページ目が、六つの重点課題でございます。この後、簡単にそれぞれの現状などについて触れていきます。

まず一つ目、就労・住居の確保等のための取組でございます。現状ですが、刑務所出所者等の求職活動は、その前科等のため就職に当たって困難が大きい。満期出所者の 4 割以上が適当な住居が確保されないまま出所しており、これらの者は出所後比較的短期間のうちに再犯に至っているといった状況がございます。

次のページが重点課題の 2、保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組です。現状についてですけれども、高齢者に関しては、65 歳以上の高齢者の検挙人員は横ばいで推移をしている。刑務所等から出所した者が出所後 2 年以内に再入所する割合についても、高齢者が非高齢者に比べて高い。薬物に関しましては、全国での覚醒剤取締法違反による検挙人員が毎年 1 万人を超えている状況となっております。

次のページが重点課題 3、非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組です。少年院入所者の 28.9%、入所受刑者の 37.4%が、中学校を卒業後、高等学校に進学していない。

重点課題 4、犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等のための取組。再犯防止のための指導を効果的に行うには、経歴などの詳細な状況等の把握が重要となっております。

次のページが、重点課題 5、民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組です。現在、都内の各地域では、犯罪をした者等の指導・支援等に当たる保護司の皆様や、幅広い活動を行う更生保護女性会など、多くの方々が安全・安心なまちづくりのために活動してくださっております。

15 ページ目に参りまして、ここまでは現状の課題について述べてきましたが、今回の計画では、これらの課題への対応として、重点課題ごとに、再犯の防止を目的としているもののほか、犯罪をした者等か否かにかかわらず、東京都が従前から都民に提供してきている各種サービス等で、再犯防止に資すると思われる取組も含めて幅広く取りまとめをしております。

16 ページ目です。こちらはあくまでも一部ですけれども、右側が計画に掲載されている主な取組となっております。先ほど委員の皆様からお取組のご説明をいただきましたので、個々のご紹介は省略をいたします。この他にも数多くの取組が冊子の方には掲載されておりますので、後ほどご確認をいただければと思います。

次のページ、最後となりますけれども、この協議会の設置根拠となっております重点課題 6、再犯防止のための連携体制の整備についてでございます。計画冊子の方では、57 ページ、58 ページが該当する箇所となっております。本日お手元には本協議会の設置要綱も配付してございますが、協議会の所掌事項としては、再犯防止の推進に向けた情報交換などとなっております。

次のページです。また、この協議会を親会としまして、下部組織として実務者会議を設置することとしております。親会の所掌事項について、各分野の実務経験を踏まえ、計画の重点課題ごとに具体的に議論をしていただく場として運営をしております。

机上配付をいたしました実務者会議組織運営要領に名簿が掲載されております。委員にご就任予定の方には、既にお話をさせていただいておりますが、こちらの方々の中から各回 15 名程度ずつ、それぞれの開催テーマごとに必要な委員を協議会会長が選定・招集する予定です。開催頻度は年 3 回程度を予定しております。

こうした協議会の運営などを通じて、皆様と再犯防止のための連携体制の整備、情報共有等を進めていきたいと考えております。引き続きよろしく願いいたします。

私からの説明は以上となります。ありがとうございました。

○治安対策担当部長 東京都の再犯防止推進計画の概要ですけれども、何かご質問などございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

○治安対策担当部長 また何かお気付きの点があれば、最後の方にでもよろしく願いをいたします。

それでは、本日はここで、上智大学総合人間科学部教授の伊藤委員からご講話をいた

だきたいと思います。

伊藤委員ですけれども、司法福祉を専門とされておりまして、近年は、特に修復的司法やソーシャルワークの実践について研究をされております。また、これまで東京都犯罪被害者等の支援に関する有識者懇談会や東京都における新時代の安全安心戦略検討会などの委員を務められております。

それでは、伊藤委員、よろしく願いいたします。

○伊藤委員 ご紹介ありがとうございます。上智大学の伊藤と申します。

今日は、このような協議会のメンバーとしてお話をする機会を頂戴いたしまして、ありがとうございます。今日の私の役割としましては、お集まりになった皆様方にとって少しでも役に立つ、何かしら参考になることが一つでも二つでもあればとの思いでお話をさせていただきます。

タイトルとしましては、そこに書いてありますように、司法福祉についてということで、これは私の専門でして、その分野から加害者の更生と被害者の支援について、少しお話をさせていただくということになっております。

そもそも私がこういう分野に関心を持ち始めたことを少しお話しさせていただきますが、大学で心理学を専攻して、その後東京都で心理職として働くために希望して試験を受けたりしたのですけれども、警視庁の方の心理職として仕事をするようになりました。それが私のキャリアの最初だったのですけれども、少し変遷があって、少年非行について主に研究をするようになりました。そのため、最初の取っかかりは加害者の問題ということでした。加害者の、非行少年についていろいろ研究をしているうちに、ソーシャルワークという援助や支援をするというスキルなり知識、むしろ実践の方に関心を持つようになり、そのような方面の勉強を深める中で、被害者支援の問題に突き当たったというようなことです。

上智大学に赴任しましてからは 16 年ほど経ちますが、被害者支援の方の研究を続け、そちらの方の実践も考えてきております。

このような経歴ですので、少し今日のお話の中では、再犯防止の中でもどちらかというと私の今の関心が被害者支援の方ですので、少しその辺の話が多くなってしまうかもしれませんが、できるだけ双方の観点からお話ができたらと思っております。

今日の内容ですが、簡単に司法福祉についてお話をさせていただいた後、既に中身の濃いお話がありましたけれども、再犯防止の推進について、少し触れさせていただき

まして、その後、犯罪被害者のことについてになります。

次が、トラウマ・インフォームド・ケアということで、横文字でなじみのない方が多いかと思うのですが、今、社会福祉の分野でも非常にこの視点が大事ではないかということで、注目を浴びていますので、少しその辺のご説明をさせていただいて、最後に地方自治体の職員に求められることについて、幾つかお話をさせていただきたいと思っております。こんな内容で 30 分ほどお付き合いいただけたらと思っております。よろしく願いいたします。

教員の習性としてまして少し一方的にしゃべってしまうことが多いので、皆様のあまり負担にならないように、何か質問がありましたら最後にお受けする時間を設けたいと思っておりますので、どうぞ質問の方もよろしく願いいたします。

では、中身ですが、司法福祉について、一般に司法と福祉を合わせれば司法福祉になるのかとよく言われますが、例えば司法精神医学とかそういう分野もありますし、単に合わせた分野という理解でいいのかというようなことで、少しお話をさせていただきます。

いろいろな定義があるのですが、ここ二つですね。狭い意味ではこういう形で定義されますし、もっと広く考えた場合は、司法・行政諸機関や民間機関との連携によって実現していく社会福祉実践ということですね。司法福祉という言葉自体は、少年司法の中から生まれてきたという経緯がありますので、どちらかというとならぬは少年司法の主に家庭裁判所の調査官をしておられた方たちが、非常に熱心にこの司法と福祉の連携ということに関心を持たれて研究を進めて、そういう分野から生まれてきたというふうに考えてよろしいかと思えます。

次は、学生に説明するときによく使うのですけれども、一般的に司法的機能と福祉的機能とに分けた場合に、司法的機能はこのような特色があると見ていくと、事実に基づきますし、大事にするのは審判的な態度です。それから強制的な契約とか強制的な命令に沿って行われるのが司法的な機能です。それから、どちらかといえば緊張関係にあるというふうに見ていいのが、司法の世界ということです。

では、福祉はどうでしょうかということで、よく学生に投げかけるのですけれども、これに対して、客観的事実に基づく司法分野に対して、福祉はやはり主観的な満足度ですね、ニーズに基づくということが大事になります。それから審判的態度に対しては、非審判的態度とよく言うんですけれど、これは、司法の中では、やはり誰が何を

したかということに関しては、厳しく罰しますが、福祉の世界では、やった行為は悪いことなのだけれども、その本人を全面的に否定するのではなく、支援するうえではこの非審判的態度というのを大事にします。これは、今も申し上げたように、別にその行為がオーケーということではなくて、行為自体は悪いのだけれども、その人の人間性、あるいはその人がどう更生するかということを考えて上では、その人の人間性を大事にして、その人に非審判的態度で接することによって更生に導こうと。そこで受容の原理も生まれてくるのですけれども、そういうことなんですね。

あと、この辺りが司法福祉の中でも難しいところなのですが、司法では今言った強制的な面が強調されるけれども、福祉は自己決定を大事にするので、そこをいかに司法福祉といった場合に活用できるかというのが問題になってきます。

やはり対象者のことを考えた場合に、対象者が自己決定できる部分については、自己決定してもらって、責任をとってもらおうということを大事にしようというふうに考えております。そのため、全部何もかもあなたが決定していいんだよというのではなくて、あくまで社会復帰、あるいは更生していく上で、本人が決められることは決める、むしろ決めてもらったことによって本人が責任を持てるのだという考え方をしようということですね。これは、福祉の中ではやはりリラックスした関係を大事にするということです。緊張関係よりもむしろやわらか、柔軟な関係ですね。

学生にはこのような形で示して、司法の大事にするところ、福祉が大事にしているところを理解してもらうようにしています。

次ですが、これが先ほど申し上げました「司法福祉論」というそもそも言葉を定義された山口幸男先生で、先生が最初にこの「司法福祉論」という本を出されております。この中でどういう定義をしていらっしゃるか、少し紹介をしておきます。

これは「新しい司法システム」であって、単に伝統的手法に福祉や教育を継ぎ足したもので司法と福祉を混ぜ合わせたものでもない、これが山口先生の言いたいことなのだと思います。今日の社会問題を前にして国民の権利を実質的に実現するような、より高い次元での実践なんだと。そういう司法的実践ないし司法福祉を求めるものであると。それを目指そうということで、司法福祉を定義しておられます。

そのため、司法と福祉、1足す1で2ではなくて、1足す1で3にも5にもなるような実践を目指そうというようなことなのだと思います。

司法福祉に関しましては、このような定義をされている分野だということになります。

次に何枚かスライドを用意しておりますが、これはもう先ほど丁寧にここでご説明していただいたことの繰り返しになりますけれども、そのポイントについて、恐縮ですが一緒にお願いいたします。

これは『犯罪白書』にこんな形で載っていましたが、この再犯防止はいつごろから言われ始めたのかについて、私も何か大分前から聞いていたような気もしておりましたが、『犯罪白書』にはこんなふうな形で説明されていました。

そもそもは、刑法犯の認知件数が非常に高くなっていたという、平成 8 年以降毎年戦後最多という時代があったようです。このような犯罪情勢を踏まえて、犯罪対策閣僚会議というものが開催されるようになり、その中で、年を追ってこのような取組を考えるようになったというようなことらしいです。

平成 15 年には、こんな「『世界一安全な国、日本』の復活を目指して」というようなスローガンがあり、次第に「世界一安全な日本」とかになって、また、「犯罪に戻らない・戻さない」ということも、最近聞いておりましたけれども、こんな形で出てきているということですね。

平成 28 年ごろは、やはり先ほどの話にありましたが、特に薬物依存の問題、あるいは日本全体が高齢社会ですので、高齢者による犯罪というのは増加しており、そういうことに対してどう取り組んでいくか、立ち直りに向けた「息の長い」支援というようなことが注目されていくようになったということだったと思います。

平成 28 年、皆さんご承知のように、再犯防止推進法が成立したというようなことですね。

この経緯を見てきますと、やはりだんだん福祉の視点が入ってきているのだなというようにことを実感します。「支援」とか「つなげる」とか「ネットワーク」というのは、まさに福祉のキーワードですので、こういうワードが入ってきているということですね。

日本を果たして世界一安全と言っていいのかということですが、政府としては、それをまさに実現したいということなのだと思います。

今日ですか、新聞に出ていましたけれど、日本に来る外国人の間では、やはり東京は治安がいいよねとか、日本は安全だよねというのが合い言葉になって、日本を選んで来る方も多いようです。これは世界的に見ても紛れもない事実ですので、日本が誇ってもいいことになっていると思います。

次ですが、議員立法でこういう問題ができてきたということですね。犯罪した者等の円滑な社会復帰というのが前面に出てきて、国を挙げてというところが非常にポイントになってきています。今日、見えておられる宮田（桂）委員が、昨年ですか、再犯防止推進計画の意義と課題ということでお話をなさって、そこに私も参加したのですが、そのときに宮田（桂）委員が再犯防止を国が正面切って取り組むようになった意義というのがとても大きいのだと強調しておられたと思います。国からの情報提供にも根拠ができたことが大きいのではないかとということですね。

それに伴って、地方自治体においても対応することとなり、東京都の場合は非常に熱心に取り組んでおられますけれども、全国的に見ますといろいろ地方自治体も苦勞しておられるところが多いのではないかと思います。再犯防止のための計画をつくらなければならない、小さな自治体では苦勞しておられるということも耳にしております。

5つの基本方針について挙げさせていただいたのは、犯罪被害者等基本計画における基本方針と比べてみますと、ここでスライドをつくって載せていますけれども、「誰一人取り残さない」、それから切れ目のない支援という、この切れ目のないというのは、犯罪被害者支援のところで最初に使っていたのではないかと思いますけれども、入ってきています。

それから、3番目にこれが入っているというのは、すごくいいことだと思いますが、先ほど辻内委員の方からもご指摘いただきましたけれども、こういう文言でした。犯罪被害者等の存在を十分に認識してほしいということですね。それによって、やはり社会復帰のための努力が生まれてくるのだということですね。被害者のいる犯罪に関しては被害者のことを考えなくては更生はあり得ないと、その視点は常に言われるのですけれども、やはりこの基本方針でもきちんと掲げられていることを私どもは自覚しないといけないと思います。

あとは、国民の理解ということも入ってきております。

次がこの重点課題ですね。これはもう本当に東京都の場合、これに沿って非常に熱心な精力的な取組が今まさになされているということですね。私としてはここに「福祉サービスの利用の促進」というのが入ってよかったなと思いましたが、それから4番目の「特性に応じた効果的な指導」について、ともすると忘れがちなのですけれども、やはりそれを大事にすべきであって、これが入っているのは非常にいいことだなと思っております。

こういうことが今回の再犯防止推進計画の中にはきちんと入ってきているということで、これを踏まえまして、次は、犯罪被害者のことをお話しさせていただきたいと思えます。

ご存じの方も多いかと思いますが、被害者のことについて、日本では犯罪被害者支援がどこまで進んできたかということでざっとお話をさせていただきます。

日本の犯罪被害者施策に関しましては、欧米に比べますと 20 年ぐらい遅れていたということがよく言われているのですけれども、それが大きく変わるきっかけになったのはやはりこの平成 16 年の犯罪被害者等基本法の成立でした。そもそもこういう基本法ができるに当たっては、このような不満の声がそもそもあって、そこから国が動いた、というような経緯だったわけですね。被害の当事者がこの法律をつくるに当たって運動をしたということが大きなきっかけだったということで、これが少し諸外国とも違っていました。諸外国の場合は専門家とか支援者が加わってこういう運動が繰り広げられる国が多かったのですが、日本は当事者が自ら働きかけてこういう基本法ができたということですね。

当時、小泉元総理がつくろうということでお声がかかったということも聞いておりますけれども、基本法に伴い基本計画ができて、現在、第三次計画までが動いていることとなります。

基本法の理念ですけれども、ここでやはり「尊厳が重んぜられ」ということがうたわれたというのはすごく大きくて、被害者の尊厳が重んじられ、ふさわしい処遇を受ける権利があるのだということで、その基本的な権利を明記した画期的な内容になっているということですね。これをつくるに当たって多くの方が尽力され、世界に誇れる内容になったと言われていています。これに基づいて基本計画ができていったということですね。これも、繰り返しですが、基本法の概要というので載せています。注意していただきたいのは、対象のところですが、「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」となっています。そういった必ずしも刑事司法の手續に載らなくても有害な影響を及ぼす行為と考えられるものに関する被害者、その家族・遺族に関して対象になるということです。基本理念は今ここに書いてある、まさにここに途切れることなく支援を行うということを被害者基本法の中で最初にうたっているということです。

次ですが、犯罪被害者の基本計画の中ではこのような重点課題を挙げています。こ

れを見ていただくといずれも犯罪に遭われた方がまさに必要としているものが盛り込まれており、この基本計画の重点課題は現在も引き継がれています。このいわゆる 5 つの分野ですね、大事な、まず損害回復・経済的支援、それから精神面のこと、身体面のこと、それから刑事手続への関与を拡充してほしいとか、それから支援体制を整備するということと、もちろん国民の理解が必要ということで、こうした重点課題ができたということです。これはもう第 1 次、第 2 次、第 3 次計画ということでそれぞれ達成した事項があるのですけれども、それをここに挙げています。

最初、第 1 次基本計画では都道府県にまず総合的な窓口を設置と、それから第 2 次では市区町村ということになって、第 3 次ではまたさらに進んで、一応、市区町村にそういう対応窓口ができたけれどもその中身はまだ不十分ということで、それをさらに充実させようということが推進されております。現在は、第 4 次基本計画の策定に向けて動いています。

第 3 次基本計画について、いずれも以前はなかった支援などが第 3 次基本計画では挙げられたということですね。

特に、地方公共団体の窓口はできたのだけれども、なかなかそこで働いている職員、専門性がどうかということで、その辺の専門性をもっと高めてほしいということが基本計画に盛り込まれました。今は中長期的な生活支援が強調されて、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、そういう専門職の方の活用を目指しているということで、これは私が社会福祉が専門ですので強調させていただきましたけれども、こういうようなことになっております。このような経緯で被害者支援が進んできているということですね。

次は、少し専門的な話になりますが、「トラウマ・インフォームド・ケア」について、社会福祉やソーシャルワークの分野で必ず学ぶものの一つになりつつあるのですけれども、これは加害者更生を支援する上で、あるいは被害者支援においても重要な視点を提供するのではないかと思いますので、説明させていただきます。

横文字で申し訳ないのですが、「トラウマ・インフォームド・ケア」ということで、略して TIC と呼んだりするのですが、書いてありますようにトラウマを熟知した上で行われるケアということになります。インフォームド・コンセントとはとよく使いますが、インフォームド、熟知するとかより多く知らされたという意味ですので熟知した上で行われるケアとなります。クライアント、対象者、加害者、被害者でもいいで

すけれども、抱える過去のトラウマ経験を支援者の方がよく考え考慮した上でいろいろなサービスを提供していきましょうという考え方です。一定の何かしらの治療プログラムを指しているのではなくて、その支援の基本理念を象徴するもの、意味するものというのがこの TIC ということでご理解いただけたらと思います。

この TIC がそもそも現れた背景なのですが、この 3 番目のアメリカの保健局というところで薬物乱用精神保健サービス局というものがあり、そこがこの TIC の考え方を推進して、いろいろな形で発表をし実践をしてきています。日本の研究者も国内にどんどん紹介するようになり、日本の実情にも合う考え方とされています。

一つは、PTSD (Post Traumatic Stress Disorder ; 心的外傷後ストレス障害) について、最近日本でも皆さんが口にするようになって概念としては広まっていますけれども、こういうメカニズムが解明されたこととかトラウマ自体に対する理解が深まったことで、この TIC が非常に重視されるようになったということが言えるかと思いません。

一番下の緑のところですが、これはその個々のトラウマケアのみならず支援組織の風土にも関係している、だから支援する組織も結構トラウマを受けることがあり、その組織もそういったトラウマ・インフォームド・ケアに基づいた風土をつくっていく必要があるという、なかなか大きい概念なのですけれども興味深いものなので、少しご紹介させていただきます。

ではどうやってやるのという話なんですけれども、その TIC の中で特に大事にされているのが四つの R というふうに言われていまして、書いてありますけれども、最初の Realize、それから Recognize、それから Respond、それから Resist と最後はありますけれども、何に Resist するのかといたら、re-traumatization なので再びのトラウマ体験を、resist は抵抗ですけれども予防すると、こういう四つから成り立つのが TIC の実践だといわれております。最初の Realize というのはトラウマの広範囲の影響と回復過程を理解するということがまず大事ということです。それから、認識 (Recognize) というところではクライアントや家族や支援者もトラウマのサインや症状があってそれを認識すると、そういうものがあるものだと認識をするということですね。それから、トラウマについての十分な知識に基づいて、Respond ですので対応することが大事だということになります。それから、最後としてその再トラウマ体験を予防すると、これは先ほど申し上げたように、再びトラウマを経験することがない

ように注意して対応しましょうということを指しています。こういう四つの R から成り立っている実践が TIC の具体的な実践になります。

例えば加害者に対するとき、加害者の方の今出てきている、外にあらわれてきている問題だけを考えるのではなくて、ひょっとしたらこの人は子供のころ親からひどい虐待を受けたとか、あるいは学校でひどいじめに遭ってきた、そういうようなトラウマ体験があるのかもしれない、それをきちんと見きわめてそれを理解しておくとか、そういった形で出てくるサインを認識して、こちらもそういったトラウマについての勉強をきちんとしてトラウマに関する知識に基づいた対応をしていくこと。こちらが出すいろいろな指示とか支援が本人にとってまた再び同じようにトラウマを経験することがないように、そこまで配慮をして対応することが大事だということです。再トラウマ体験を予防するような形の支援が大事だということで、TIC というのは一つ加害者更生においても理解できる概念だと思っております。

これは当然被害者についても当てはまるわけで、トラウマ体験がいかに深刻であり、それを支援する側がきちんと理解していなければいけないか、認識をしておかなければいけないか、そういうことかと思えます。

TIC については少し組織的なことも入ってきて広い概念なのですが、今日はここまですでで紹介をさせていただきました。

時間も押してまいりましたので、自治体職員にはどのようなことが求められるかということについて、もしかしたらこの協議会、親会議ではなくて実務者会議の方でこの話は生かせるかもしれないんですけども、少し説明させていただきます。

用意しましたのは、これは私が被害者支援について研究していく中でいろいろ気付いたことなのですけども、自治体職員に求められることということで、ここは利用者という言葉を使っていますが、本人でもいいです、対象者でもいいですが、人に対して適切な情報提供をということです。「たらい回し」を避けなければいけないということです。次のスライドでもう少し詳しく書いてありますが、うちはこういうことをやっていますよ、こういうことができますよという情報だけを持っていてそれは提供していますよと、そこで終わってはいけないという意味なんですね。あるいは、うちではできないので違う部署に行ってくださいと、それで済まされては困るという、そういう話です。

それから、次は多機関連携について、これは先ほどから委員の皆様方に発表してい

ただいた中で非常に多機関連携ということが多く出てきたかと思うのですが、そのときのポイント、やはり多機関連携がポイントになってきますので、これから少しそのことについても詳しくお話しします。その体制をつくるには、やはり各部署の役割を日ごろから明確化しておくことが大事になります。先ほどの情報提供におけるポイントについて、単なる情報提供に終わらないように、たらい回しの感を与えないようにという点が大切になります。次のところですが、この社会資源を使うことで利用者の生活がどう変化する可能性があるのか、サービスがどんな意味を持つのかをきちんと伝えなければその情報がサポートの役割を果たさないということです。これは社会福祉のケアマネジメントに関する中で述べられていることですが、私たちはとにかく情報提供すれば済むと思っているけれども、そうではなくて、やはり相手が理解できるためにはそのサービスがどういう意味を持つのかとか、どうそれを利用することで生活が変化するのかまで説明しなければいけないということが言えると思います。私も先ほど皆様方のいろいろな取組を伺いながら大変興味しまして、実態がよく分かって勉強になったのですけれども、それが本人にとってアクセスしやすいものになっているのか、使いやすいものになっているのかというのは常に検証していかなければいけないと思っております。

次ですが、役割、役割と申し上げましたが、これは例えば被害者支援ではこんな形で役割は結構整理できているのだなということが分かりました。この表は、各警察、それから民間の支援団体、市区町村、それから医療機関、女性センターの職員の方に直接質問紙で尋ねた回答の結果です。どんな社会的役割が果たせていると思うか、についてまとめたものです。結構明確に違いが出ておりまして、全ての関連機関が把握しているかというとなかなかその辺が難しいのではないかと思います。このようなきちんとした役割を自覚しているということをお互い常に共有しておくというのがやはりこの連携の第一歩になってくると思いまして、被害者支援の話ですが、少し紹介させていただきます。

次が連携のポイントについて、これは一緒に研究している大岡先生がつくったのですが、違いをきちんと把握して、あるいは共通点も理解をしてそこを知ること、理解することから始まっていくのだということですね。連携には相手の機関を知ることから始まる必要があります。その相手の、社会資源がいろいろあるという言い方をしますけれども、仲間内になれる環境、顔と顔がよく見える関係とかよく言われますが、こ

のような関係を日ごろからつくっておかないと多機関連携というのは生きてこない、機能してこないということで指摘させていただきました。日ごろ認識されていることがほとんどだと思いますが、説明させていただきました。

ご清聴ありがとうございました。

○治安対策担当部長 伊藤先生、ありがとうございました。

もしご質問などございましたら、挙手をしていただければと思います。

宮田（祐）委員、どうぞ。

○宮田（祐）委員 東京保護観察所の宮田でございます。今日は本当に貴重なといいますか、とても刺激的なお話をいろいろいただきましてありがとうございます。勉強させていただきました。

感想というわけではないのですが、私は東京都の計画を、国の計画もそうなのですが、けれども、実は、犯罪をした者の特性に応じた効果的な指導というところに非常に注目しておりまして、というのが狭い意味での司法というのは要は本人の責任を問えばよいので、やったことの責任だけ問えばいいので、本人の特性とか個性というのは一遍度外視されるのだと思っているのですが、ところが再犯防止という文脈になるとこの特性に応じた効果的な指導というのが基本的理念に据えられ、かつ、重点課題として取り上げられるというのは、私は非常に画期的なことかなというふうに思っております。それを思っていたのが、今日の伊藤先生のお話を伺って、やはり広い意味でのその司法福祉という概念がベーシックというか考え方の基礎に置かれてこういう計画、あるいはその再犯防止の取組が今進められているのかなというふうに頭の中を整理することができたので、本当にありがとうございました。

幾つか質問をさせていただきたいのですが、私、不勉強なので「トラウマ・インフォームド・ケア」というのは実は初めて今日お伺いしまして、勉強になりました。トラウマを抱えるというのは一般的にも今珍しくないのかなと実は思っておりまして、確かに保護観察をやっているとしてもそのトラウマが犯罪の背景、あるいはきっかけ、あるいは更生の阻害、あるいは日常生活の支障になったりすることがあるなというふうに思っています。また、トラウマを抱えている本人にはなかなかそれとして受け入れがたい、トラウマをトラウマとして受け入れがたいというような場合もあったりして、これはもうトラウマに対して私たち寄り添うしかないのかなと思ったりしたりとかいろいろなることを思うのですけれども、仮にトラウマを処遇の、あるいは支援のターゲット

トということにしますと、支援する側、処遇する側にも同じようなトラウマがある場合はかなりのリスクだと思います。そういう意味では、今日私よく分からないのですが、「トラウマ・インフォームド・ケア」はトラウマそのものを処遇、支援のターゲットにするのではなくてというふうな理解かなと思っています。ありがとうございます。

実はこれ質問なのですが、その上でやはりその処遇する側、あるいは支援する側にも相当な自己洞察が求められるのではないかなというふうな気がしてお話を承っておりました。そのケアに携わる者のある意味では態度というか、素養といってもいいのですが、こういうのが必要だ、あるいはここは心がけなければいけないというふうな点があれば教えていただけないかなというのが一つであります。

もう一つ、多機関連携、これは本当に今、必要性を痛感しているものの一人として意を強くしてお話を伺ったわけですが、多機関連携という上でよく課題といひましようか隘路というか、単純に壁ということと言い古されているのですが、情報の取り扱いというのがあります。

ただ、特に端的なのは個人情報の取り扱いが連携の隘路になる場合がありまして、例えば薬物の依存の回復支援ということではスリップ（注釈：薬物をやめている最中に再び薬物を使用してしまうこと。一般に依存症からの回復過程ではよく起こる出来事とされている。）の取扱いをどうするかがやはり司法機関と医療機関とでは違ったりとかしてなかなか難しいなど。

一般論でお聞きしたいのですが、ただ、私は、そのそれぞれの機関の情報ポリシーといいますか、その情報の取扱いのあり方を相互に尊重するということが多機関連携においてとても重要ではないかなというふうな考えているものなのですが、多機関連携における個人情報の取扱いということについて何か日ごろお考えがございましたら合わせて教えていただければありがたいなと思います。ご質問、二つでございます。

○伊藤委員 ありがとうございます。宮田（祐）委員から、本当に丁寧なコメントと、それから質問もありがとうございます。

トラウマ・インフォームド・ケアは、おっしゃるとおり、トラウマそのものの治療を目指しているわけではなくて支援の基本理念なんですね。だから、トラウマということにいかにかたちが敏感になっていないといけないかということであり、かつ、敏感

になっているということはそれに関してきちんと対応する姿勢を見せられるということなので、あんなこと聞いてはまずいな、触れない方がいいなというのではなくて、こっちはそれは分かって理解しているよということが大事で、本人が話せば折に触れてそういった過去の体験についてしっかり聞いておくということが大事になるのだと思います。根掘り葉掘り聞くというのはやはり精神科のお医者さんの役目であり、治療をする際に必要な情報を得るといえることになると思うんですけども、そうではなくて、この TIC はあくまで考え方としてこのような背景にあるものに私たちが常に敏感であって支援に当たる必要があるということですね。もちろん支援者の側もそういうトラウマを抱えている場合も多いわけですけども、それをでは組織の中でどういうふうに共有していくかがまた大事になってくるわけで、一人で抱え込んでいってはいけない、やはり支援者同士がこのようなこと、仮にトラウマがあればそれをお互いに支援し合うという雰囲気を職場でもつくっておかなければいけない、それがひいては TIC のいい実践につながっていくのだというような考え方です。

もう少し詳しく心がけ、態度ということでお話しできたらいいのですが、精神医学、あるいは心理学といった専門でなければなかなか、PTSD について少し知っているといった程度で終わってしまいます。知識としても PTSD がどういう症状を指して、それが例えば1か月以上続いた場合 PTSD と診断されるとか、トラウマというのはどういう定義のもとに診断されるのかというようなことを把握しておく、知識として持つておくというのがまず一つ大事になってくるかなと思います。この TIC を実践するためには今言ったような組織的なことも必要ですので、まずは勉強していただくと、その中から心がけとか態度が生まれてくるというふうなことになってくるのかと思います。また何か機会がありましたら、TIC についての詳しい資料を宮田(祐)委員には送らせていただきたいと思います。

それから、もう一つが連携ですね。これは本当に、実は被害者支援に関して調査をしたのですが、どのような調査をしたかということ、被害者支援にかかわる機関に対して連携する上で何が難しいか、困難になっているかについて尋ね、いろいろなことが見えてきたわけなのですが、その中で最も多く上がってきたのが個人情報の問題でした。それから、個人情報をどう扱うかが明確になっていないとうまく連携がとれない。こちらが知りたい情報が知りたいときに教えてもらえなかったりして結局連携がとれなかったというのが結構上がってきました。そこでやはり考えなければいけないのは、

心がけとか態度の問題ではなくて、具体的なガイドライン、どうやって情報を共有するか、個人情報扱うかというガイドラインをその多機関連携の中できちんと定められれば一番いいわけです。そのガイドラインに沿って情報を共有するという仕組みをつくっていかねばいけないということで、それはまだ被害者支援の分野でもできていないというのを感じ、ぜひつくっていただきたいと、私どもの調査の結果の中では指摘させてもらっています。

その他、多機関連携でやはり困難だという認識は、関係性ができたなと思ったところで特に地方自治体の場合、職員が異動になってしまうということで、それもすごく困るということです。それから、誰が窓口の職員になったかで結構違ってしまふんですよという意見もあって、いい人だったらうまく連携をとれるんだけど、そうでない、被害者支援に無関心な人がたまたま窓口に来たらもうゼロから教えていかないと連携が組めなくなってしまうと、そういうような難しさがあるということでした。自治体の場合はどうしても職員の異動があるのだけれども、せめて被害者支援に携わる専門職の方については異動に関して何かしらの配慮ができるようにしてほしいということも提案させていただきました。

そのため、多分この再犯防止に関しても、せつかく知識を持っているいろいろやれる人が窓口にいても、あっという間に異動になってしまうとまたそこで連携が組みにくくなるという実情は必ず出てくると思いますので、その点ぜひ配慮していただけたらと思っております。

被害者支援でもすごく多機関連携が大事なのですけれども、いろいろな難しさが出てくる。だから、顔と顔の見える関係って簡単に言うけれどもなかなか難しいと。だから、それはやはり実務者会議を定期的に関くということもすごく大事ですし、それができている地方自治体とできてないところがあり、違いがはっきり出ていました。今日は用意していませんので、簡単に思い出す程度の話で申し訳ないですが、そのようなことです。

以上です。

○治安対策担当部長 ほかにございますでしょうか。

辻内委員、よろしく申し上げます。

○辻内委員 すみません。伊藤先生、ありがとうございます。被害者支援のお話も大分していただいて、実際今、仕事として被害者支援に携わっている中でいろいろ感じて

いることもあるので、とても参考になりました。

自治体の最先端ですと、私は被害者支援もやり、今、区でも当然のことながら再犯防止計画をつくられて、本当にすぐそこにいる職員が同じように再犯防止に取り組んでいます。ただ、被害者支援と再犯防止って何となく相入れないような形で今まで進んできてしまった部分があって、被害者の側ももう加害者にばかり手厚い司法を何とかしてよみたいな話がある中でそうなってきたのですけれども、ただ、再犯がなくなるということは私たち被害者にとってもさらなる被害者を生まないということが一番大きなことですし、それから性犯罪の被害なんかの方の相談を受けていると、再被害のために転居をしなければいけない、再被害が怖いゆえに転居しなければいけないというような、でもなかなか転居ができなかったりするという中で、そういう問題の中では再犯の防止というのはやはり双方にとって必要なことなのだろうと思っているんです。自治体の職員の中にあって再犯防止の職員と私たちとどういうところで、何かそれこそ連携ではないけれども一緒にやっていけるようなことがないんだろうかというふうには少し考えていて、そのあたり何か示唆があったら教えていただきたいなと思っているのですけれども。

○伊藤委員 ありがとうございます。

何か大事な視点を提示していただいたように思います。多分その辺がこれからこの再犯防止の推進を本格化する上で大事なポイントになってくるのではないかなと思いますし、本当に再犯防止に携わっている人は再犯防止、加害者のことだけ考えていけばいいのではなくて、被害者支援をしている人とも連携しながらというのが理想だと思います。なかなか難しいですが。だから、加害者のことをやっている方たちにとつたら何とかこいつを社会に復帰させなければいけない、何か雑音を入れないでくださいね、被害者のことは雑音になってしまうから入れないでくださいというような発想をしている場合もあるというふうに聞きます。だから、理想的には今、辻内委員が言ってくださったように、再犯させないということは再び被害者を生まないことなんだからやはり被害者支援とすごく関連している部分があって、その辺のことで協力し合えれば一番いいと思います。それは多分意識の改革から始まるわけで、加害者のことだけやっていけばいいのではなく、これは再犯防止推進計画の中にも入っていましたけれど、被害者の視点を忘れずに被害者の置かれている現状も踏まえて、ではこういう被害者を出さないためにどうしていくかということその加害者の再犯防止の中でも

一緒に考えてもらうということが大事だと思います。本当に今日この推進協議会の第 1 回目でここまで話ができると思っていませんでしたので、被害者の視点を入れることも、具体的に、部署が協力し合うということも一つの課題だと思います。そういう提案があったということでぜひ議事録にとどめていただけたらありがたいなと思います。

ありがとうございました。

○治安対策担当部長 他にまだご質問ございますか。

○伊藤委員 少し早口でしゃべったところもあると思うんですけども、何かありましたらお願いいたします。

○治安対策担当部長 よろしいでしょうか。

伊藤委員、本当にありがとうございました。

○伊藤委員 ありがとうございました。

○治安対策担当部長 本日の議事につきましては、以上でございます。後日、皆様に議事録をお送りいたしまして、内容をご確認いただいた後、公表をさせていただきたいと思っております。

なお、次回の協議会の開催につきましては来年度になる見込みでございます。また、実務者会議を開くというふうに申し上げましたけれども、こちらにつきましても 4 月以降の開催とさせていただく見込みです。

改めまして、全体を通じまして何かご質問、ご意見などございますでしょうか。もし会議の後でも何かございましたら、事務局の方にお電話なりメールなりいただければと思います。よろしくお願いをいたします。

それでは、以上をもちまして令和元年度第 1 回東京都再犯防止推進協議会を閉会いたします。本日は、ご出席をいただきまして誠にありがとうございました。

午後 3 時 16 分閉会